

区民委員会情報連絡

令和8年2月26日

情報連絡事項	頁
1 定額減税調整給付金（不足額給付）の支給実績について	2
2 口座振替新規加入キャンペーンの実施結果について（特別区民税・ 都民税・森林環境税、国民健康保険料）	5
3 各保険料に係る延滞金及び還付加算金事務開始のための条例施行規 則の改正、要綱の制定について	9

(区 民 部)

区民委員会情報連絡

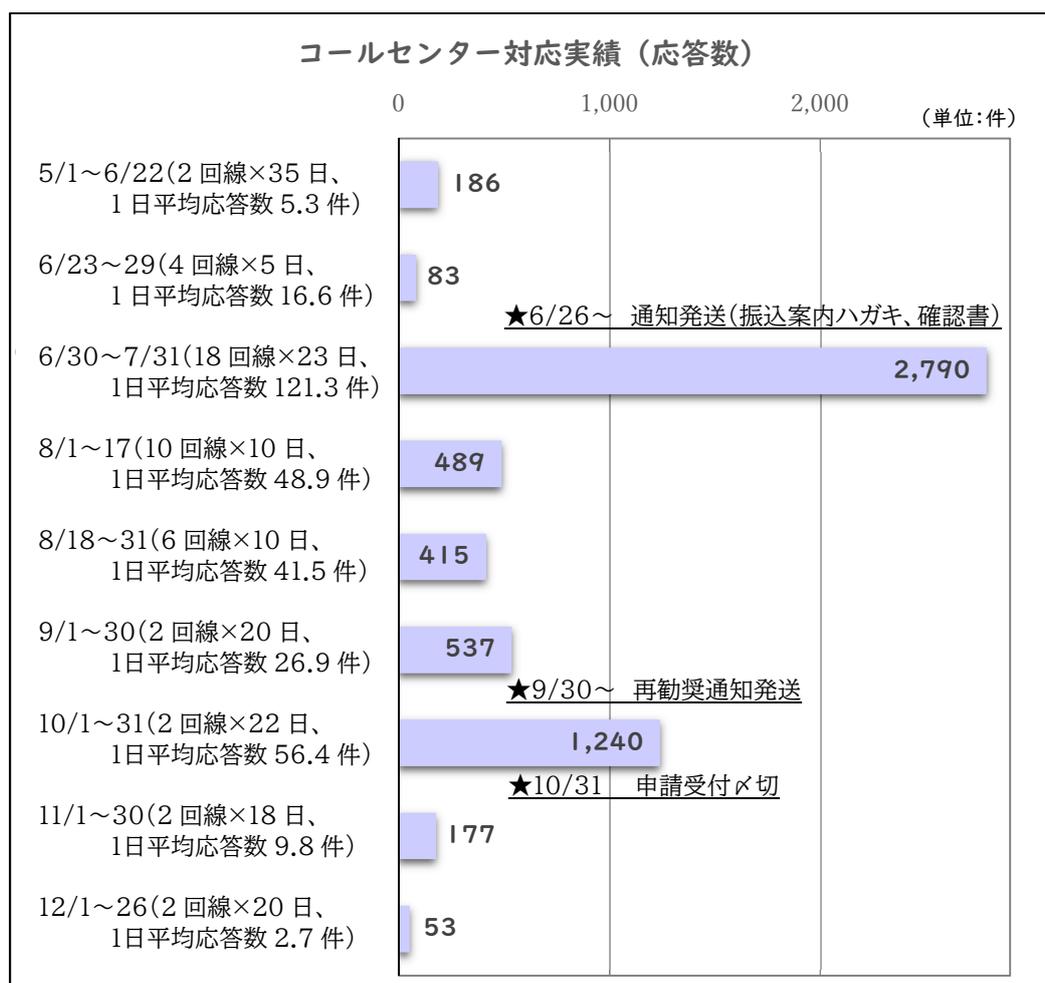
令和8年2月26日

件名	定額減税調整給付金（不足額給付）の支給実績について																																				
所管部課名	区民部定額減税給付金担当課																																				
内 容	<p>令和7年度の定額減税調整給付金（不足額給付）の支給実績について以下のとおり報告する。</p> <p>1 定額減税調整給付金（不足額給付）の支給実績</p> <p>(1) 支給額 1,949,070,000円 (2) 支給件数 70,353件 (3) 支給率 92.4% ※(参考)23区平均支給率91.0%</p> <p>実績内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①支給対象者数 (通知発送件数)</td> <td>75,853件</td> <td>▶ 振込案内ハガキ送付(45,167件) ※¹ ▶ 確認書送付(30,686件) ※² ▶ 再勧奨通知送付(12,272件)</td> </tr> <tr> <td>②追加支給対象者数※³</td> <td>250件</td> <td>▶ 確認書の追加送付や申請書利用</td> </tr> <tr> <td>③支給件数</td> <td>70,353件</td> <td>▶ <u>支給額 1,949,070,000円</u> ▶ <u>支給率 92.4% (③/(①+②))</u></td> </tr> <tr> <td>④未支給者数</td> <td>5,750件</td> <td>(①+②) - ③</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">未支給者の内訳</td> <td>対象者死亡</td> <td>78件</td> <td>申請前に支給対象者が亡くなっているもの。</td> </tr> <tr> <td>辞退</td> <td>16件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請不備</td> <td>10件</td> <td>申請時に口座情報等の書類が不足し、期日までに追加書類が提出されず支給できなかったもの。</td> </tr> <tr> <td>国外転出等</td> <td>38件</td> <td>職権消除の者、遡及転出者を含む。</td> </tr> <tr> <td>支給非該当</td> <td>127件</td> <td>申請されたが定額減税非該当や税控除等で定額減税が完了しているもの。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未申請</td> <td>5,481件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 児童手当等の振込口座やマイナポータル登録の公金受取口座を利用し、申請手続き不要のプッシュ型で7月に給付金を支給。 ※2 書類提出後、支給対象者には7月下旬から12月中旬までに給付金を支給。 ※3 区内転入や税額更正をした方で問合せ等により把握した支給対象者。</p> <p>2 コールセンター（外部委託）の対応結果</p> <p>(1) 開設期間：令和7年5月1日（木）から令和7年12月26日（金）まで（平日のみ） (2) 受付時間：午前9時から午後8時まで (3) 総応答数：5,970件（期間中1日あたり平均応答数36.6件）</p>		項目	件数	備考	①支給対象者数 (通知発送件数)	75,853件	▶ 振込案内ハガキ送付(45,167件) ※ ¹ ▶ 確認書送付(30,686件) ※ ² ▶ 再勧奨通知送付(12,272件)	②追加支給対象者数※ ³	250件	▶ 確認書の追加送付や申請書利用	③支給件数	70,353件	▶ <u>支給額 1,949,070,000円</u> ▶ <u>支給率 92.4% (③/(①+②))</u>	④未支給者数	5,750件	(①+②) - ③	未支給者の内訳	対象者死亡	78件	申請前に支給対象者が亡くなっているもの。	辞退	16件		申請不備	10件	申請時に口座情報等の書類が不足し、期日までに追加書類が提出されず支給できなかったもの。	国外転出等	38件	職権消除の者、遡及転出者を含む。	支給非該当	127件	申請されたが定額減税非該当や税控除等で定額減税が完了しているもの。		未申請	5,481件	
	項目	件数	備考																																		
	①支給対象者数 (通知発送件数)	75,853件	▶ 振込案内ハガキ送付(45,167件) ※ ¹ ▶ 確認書送付(30,686件) ※ ² ▶ 再勧奨通知送付(12,272件)																																		
	②追加支給対象者数※ ³	250件	▶ 確認書の追加送付や申請書利用																																		
	③支給件数	70,353件	▶ <u>支給額 1,949,070,000円</u> ▶ <u>支給率 92.4% (③/(①+②))</u>																																		
	④未支給者数	5,750件	(①+②) - ③																																		
	未支給者の内訳	対象者死亡	78件	申請前に支給対象者が亡くなっているもの。																																	
		辞退	16件																																		
		申請不備	10件	申請時に口座情報等の書類が不足し、期日までに追加書類が提出されず支給できなかったもの。																																	
		国外転出等	38件	職権消除の者、遡及転出者を含む。																																	
支給非該当		127件	申請されたが定額減税非該当や税控除等で定額減税が完了しているもの。																																		
	未申請	5,481件																																			

(4) 対応状況：応答数等

日程（開設日数）	1日あたり 回線数	応答数	1日あたり 平均応答数
5月 1日～6月22日（35日）	2回線	186件	5.3件
6月23日～6月29日（5日）	4回線	83件	16.6件
6月30日～7月31日（23日）	18回線	2,790件	121.3件
8月 1日～8月17日（10日）	10回線	489件	48.9件
8月18日～8月31日（10日）	6回線	415件	41.5件
9月 1日～9月30日（20日）	2回線	537件	26.9件
10月 1日～10月31日（22日）	2回線	1,240件	56.4件
11月 1日～11月30日（18日）	2回線	177件	9.8件
12月 1日～12月26日（20日）	2回線	53件	2.7件
合計	163日	824回線*	5,970件

※ 表中の回線数は受電回線のみ。他に責任者用回線（163回線）、リーダー用回線（86回線／繁忙期のみ）があり、のべ1,073回線に対応。



※ 確認書が配達された6月30日以降、コールセンターへの問合せが一時的に集中したが、当日または翌日には全ての問合せに応答している。

(5) コールセンターへの主な問合せ

- ア オンライン申請や振込口座変更など手続きに関するもの。
- イ 給付額の確認や税額更正の申し出など給付額に関するもの。
- ウ 振込口座や振込日の確認など給付金の振込みに関するもの。
- エ 受給の可否や通知が来ていないなど受給資格に関するもの。

3 サポート窓口（外部委託）の対応結果

(1) 常設窓口

- ア 開設期間：令和7年7月1日(火)から令和7年10月31日(金)まで(平日のみ)
- イ 設置場所：区役所本庁舎中央館1階アトリウム
- ウ 受付時間：午前9時から午後5時まで
- エ 総来訪件数：1,748件(1日あたり平均対応数20.8件)
- オ 対応状況：来訪件数等

日 程 (開設日数)	来訪件数	1日あたり 平均対応数	
7月1日～7月31日(22日)	680件	30.9件	
8月1日～8月31日(20日)	293件	14.7件	
9月1日～9月30日(20日)	295件	14.8件	
10月1日～10月31日(22日)	480件	21.8件	
合 計	84日	1,748件	20.8件

(2) 出張窓口

- ア 開設期間：令和7年7月5日(土)から令和7年9月27日(土)まで(土曜日、日曜日のみ)
- イ 設置場所：区内商業施設、地域学習センター等
- ウ 受付時間：午前10時から午後4時まで
- エ 総来訪件数：355件(1日あたり平均対応数19.7件)
- オ 対応状況：来訪件数等

開設月	設置場所	来訪件数	1日あたり 平均対応数
7月 (6か所)	ポンテポルタ千住、地域学習センター(5か所/興本、東和、鹿浜、保塚、新田)	155件	25.8件
8月 (7か所)	ベルクス足立花畑中央店、地域学習センター(4か所/梅田、舎人、花畑、中央本町)、江南住区センター、生涯学習センター	126件	18.0件
9月 (5か所)	アリオ西新井、竹の塚障がい福祉館、地域学習センター(3か所/佐野、江北、伊興)	74件	14.8件
合 計	18か所	355件	19.7件

※ ポンテポルタ千住35件、ベルクス足立花畑中央店44件、アリオ西新井20件

区民委員会情報連絡

令和8年2月26日

件名	口座振替新規加入キャンペーンの実施結果について（特別区民税・都民税・森林環境税、国民健康保険料）																					
所管部課名	区民部納税課 国民健康保険課																					
内容	<p>特別区民税・都民税・森林環境税及び国民健康保険料について、口座振替新規加入キャンペーンを実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 特別区民税・都民税・森林環境税</p> <p>(1) 当選条件（ア～ウの全てを満たす方）</p> <p>ア 令和7年4月10日～9月10日の間に特別区民税・都民税・森林環境税の口座振替を新規に申込みした方</p> <p>イ 特別区民税・都民税・森林環境税の滞納がない方</p> <p>ウ 令和7年度3期分の特別区民税・都民税・森林環境税の口座引き落としができた方、または令和7年度特別区民税・都民税・森林環境税を全額納付済みの方</p> <p>(2) 新規申込者数</p> <table border="1" data-bbox="448 1122 1353 1323"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新規申込者数(人)</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,938</td> <td>6/8～9/11(96日間)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,238</td> <td>4/10～9/10(154日間)</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>2,135</td> <td>4/10～9/10(154日間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当選者数及び賞品（足立区内共通商品券）</p> <p>約10人に1人が当選している。</p> <table border="1" data-bbox="456 1435 1177 1592"> <thead> <tr> <th>賞</th> <th>当選者数(人)</th> <th>賞品(円分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等</td> <td>10</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>2等</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 抽選会日程</p> <p>令和7年11月20日(木)</p> <p>(5) 当選者の発表</p> <p>当選者の発表は賞品の発送をもってかえる。</p> <p>(6) 賞品の発送</p> <p>令和7年12月12日に当選者210名へ発送済み。</p> <p>(7) 今後の方針</p> <p>ア 当選者数・賞品等キャンペーン内容については、今年度と同程度を維持する。</p>	年度	新規申込者数(人)	対象期間	令和5年度	1,938	6/8～9/11(96日間)	令和6年度	2,238	4/10～9/10(154日間)	令和7年度	2,135	4/10～9/10(154日間)	賞	当選者数(人)	賞品(円分)	1等	10	10,000	2等	200	2,000
年度	新規申込者数(人)	対象期間																				
令和5年度	1,938	6/8～9/11(96日間)																				
令和6年度	2,238	4/10～9/10(154日間)																				
令和7年度	2,135	4/10～9/10(154日間)																				
賞	当選者数(人)	賞品(円分)																				
1等	10	10,000																				
2等	200	2,000																				

- イ 引き続き税務協力団体等を訪問し、口座振替勧奨ポスターや、啓発物品を配布し、キャンペーンの周知及び口座振替勧奨を行っていく。
- ウ キャンペーンが口座振替申込の動機となっているか、当選者に確認するアンケートを実施した。結果については、令和8年6月の区民委員会「キャンペーン実施報告」で掲載する。

【参考1】 口座振替勧奨の沿革

昭和43年度	口座振替制度開始
平成4年度	納税通知書に口座振替依頼書同封開始
平成18年度	新規加入者に米プレゼント(100名×2kg)のキャンペーン開始
平成20年度	新規加入者に区内共通商品券プレゼント(100名×2,000円)のキャンペーン開始
平成24年度	キャンペーン賞品の区内共通商品券を(200名×2,000円)に拡充
平成25年度	ペイジー口座振替制度開始
令和5年度	キャンペーン賞品の区内共通商品券を(200名×2,000円) + (10名×10,000円)に拡充 納付案内センターを活用し、残高不足による口座振替不能者への次回振替日案内のSMSを開始
令和6年度	キャンペーン対象期間(6/10-9/10)を4/10~9/10に拡充 区内10か所のデジタルサイネージを活用し、キャンペーン周知や口座振替勧奨を開始 東京土建一般労働組合足立支部に口振勧奨ポスター、口座振替啓発物品(付箋)を配布
令和7年度	キャンペーン当選者にアンケートを実施

【参考2】 口座振替啓発物品の配布(例年)

5月	納税キャンペーン(北千住駅他3駅)
10月	Aフェスタ 税を考える週間街頭広報
通年	4公金窓口

2 国民健康保険料

(1) 当選条件（ア～ウの全てを満たす方）

ア 令和7年6月11日～12月1日の間に国民健康保険料の口座振替を新規に申込みした方

イ 国民健康保険料の滞納がない方

ウ 口座振替申し込み後、令和7年1月期の口座引落としが確認できた方

(2) 新規申込者数

令和7年度は前年より136名減少した（4.1%減）。

なお、被保険者数は前年比2,736名減少した（2.2%減）。

年度	新規申込者数(人)	対象期間
令和5年度	3,480	6/14～12/1(171日間)
令和6年度	3,310	6/12～12/2(174日間)
令和7年度	3,174	6/11～12/1(174日間)

国民健康保険被保険者数（11月末現在）

年度	被保険者数(人)	前年比(人)
令和5年度	131,696	-
令和6年度	126,300	▲5,396(▲4.1%)
令和7年度	123,564	▲2,736(▲2.2%)

(3) 当選者数及び賞品（足立区内共通商品券）

約10人に1人が当選している。

賞	当選者数(人)	賞品(円分)
1等	10	10,000
2等	350	2,000

(4) 抽選会日程

令和8年1月28日(水)

(5) 当選者の発表

当選者の発表は賞品の発送をもってかえる。

(6) 賞品の発送

令和8年3月中旬に当選者360名へ送付予定

(7) 今後の方針

ア 申込対象・期間・当選者数・賞品については、今年度と同程度を維持する。

イ キャンペーンが口座振替申込の動機となっているか、当選者に確認

するアンケートを実施した。結果については、令和8年6月の区民委員会「キャンペーン実施報告」で掲載する。

【参考】口座振替勧奨の沿革

平成25年度	保険料普通徴収の口座振替原則化 ペイジー口座振替制度開始
平成31年度	新規加入者に区内共通商品券プレゼント(100名×2,000円)のキャンペーン開始
令和5年度	キャンペーン賞品の区内共通商品券を(10名×10,000円)+(350名×2,000円)に拡充
	納付案内センターを活用し、残高不足による口座振替不能者への次回振替日案内のSMSを開始
	足立信用金庫に口振勧奨ポスター、チラシを配布
令和6年度	区内10か所のデジタルサイネージを活用し、キャンペーン周知や口座振替勧奨を開始
	納付案内センターを活用し、口座振替キャンペーンのSMSを開始。
令和7年度	キャンペーン当選者にアンケートを実施

区民委員会情報連絡

令和8年2月26日

件名	各保険料に係る延滞金及び還付加算金事務開始のための条例施行規則の改正、要綱の制定について
所管部課名	区民部国民健康保険課 高齢医療・年金課
内容	<p>国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払いの事務を開始するため、区民に分かりやすい条例施行規則の改正及び要綱を制定したので報告する。</p> <p>1 事務開始のための条例施行規則改正、要綱制定概要</p> <p>(1) 延滞金</p> <p>ア 足立区国民健康保険条例施行規則および足立区後期高齢者医療に関する条例施行規則を改正し、延滞金減免の具体的な要件を地方税法の例に倣い規定した（別紙1）。</p> <p>イ 要綱を制定し、延滞金徴収に関し必要な事項（過誤納金額の充当取扱い等）について規定した（別紙2）。</p> <p>(2) 還付加算金</p> <p>要綱を制定し、地方税法の例による還付加算金支払いに必要な事項（還付加算金の計算等）について規定した（別紙3）。</p> <p>2 運用開始（施行）時期</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) これまで、延滞金・還付加算金の事務開始について、あだち広報及び区ホームページ、国保だより、あだち長寿医療だよりにより区民へ周知を実施した。</p> <p>(2) 今回改正する条例施行規則、制定する要綱については、区のホームページ、国保だより、あだち長寿医療だよりで周知するとともに、適正に事務手続を実施していく。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例施行規則</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(保険料の徴収猶予又は減免)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の申請書の提出があったときは、区長はこれを審査し、<u>その必要があると認めるときは、決定通知書を交付し、承認しないときはその旨を</u>通知する。</p> <p>第15条～第16条 略</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第17条 区長は、<u>納入義務者が</u>次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により、やむを得ない事情があると認めるとき。</p> <p>(2) 納入義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、納入することができない事情があると認めるとき。</p>	<p>○足立区国民健康保険条例施行規則</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(保険料の徴収猶予又は減免)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の申請書の提出があった場合は、区長はこれを審査し、<u>承認するときは、保険料の徴収猶予にあつては、国民健康保険料徴収猶予決定通知書を、保険料の減免にあつては、国民健康保険料減免決定通知書を、承認しないときは、保険料の徴収猶予にあつては、国民健康保険料徴収猶予不承認通知書を、保険料の減免にあつては、国民健康保険料減免不承認通知書を当該納入義務者に</u>通知する。</p> <p>第15条～第16条 略</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第17条 区長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により、やむを得ない事情があると認めるとき。</p> <p>(2) 納入義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、納入することができない事情があると認めるとき。</p> <p><u>(3) 区長が、条例第 23 条第 1 項の規定により滞納保険料の徴収猶予をしたとき。</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、特別な事情があると認めるとき。</p> <p>2 <u>第14条第1項及び第3項の規定は、延滞金の減免について準用する。この場合において、「保険料」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第18条～第19条 略</p>	<p><u>(4) 区長が、滞納保険料に係る滞納処分の執行を停止したとき。</u></p> <p><u>(5) 区長が、滞納保険料に係る滞納処分による財産の換価の猶予等をしたとき。</u></p> <p><u>(6) 区長が、滞納保険料の全額に見合う財産の差押えをしたとき又は担保の提供を受けたとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項第1号及び第7号の規定によって延滞金の減免を受けようとする納入義務者は、延滞金減免申請書にその理由を証明する書類を添付して、これを区長に提出しなければならない。ただし、区長が申請を要しないと認めた場合又は当該書類の添付を省略できると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>前項の申請書の提出があった場合は、区長はこれを審査し、承認するときは延滞金減免決定通知書を、承認しないときは延滞金減免不承認通知書を当該納入義務者に通知する。</u></p> <p>第18条～第19条 略</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の足立区国民健康保険条例施行規則の規定は、令和8年度分以後の保険料に係る延滞金について適用し、令和7年度分以前の保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</u></p>

足立区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区後期高齢者医療に関する条例施行規則</p> <p>1条～4条（略）</p> <p>（延滞金の減免）</p> <p>第5条 足立区条例第6条第3項の規定による延滞金の減免は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。</p> <p>（1） 広域連合条例第18条の規定により、広域連合長が保険料を減免したとき。</p> <p>（2） その他区長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 <u>前項に規定する延滞金額</u>の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、延滞金減免申請書に、<u>証拠書類を添付して</u>、区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請書が提出された<u>ときは</u>、これを審査し、<u>その必要があると認めるときは</u>決定通知書により、<u>認めないときは却下通知書により</u></p>	<p>○足立区後期高齢者医療に関する条例施行規則</p> <p>1条～4条（略）</p> <p>（延滞金の減免）</p> <p>第5条 足立区条例第6条第3項の規定による延滞金の減免は、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。</p> <p><u>（1） 災害等により、やむを得ない事情があると認めるとき。</u></p> <p><u>（2） 被保険者又は連帯納付義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、納付することができない事情があると認めるとき。</u></p> <p><u>（3） 広域連合長が、広域連合条例第17条の規定により、滞納保険料の徴収猶予をしたとき。</u></p> <p><u>（4） 区長が、滞納保険料に係る滞納処分の執行を停止したとき。</u></p> <p><u>（5） 区長が、滞納保険料に係る滞納処分による財産の換価の猶予等をしたとき。</u></p> <p><u>（6） 区長が、滞納保険料の全額に見合う財産の差押えをしたとき又は担保の提供を受けたとき。</u></p> <p><u>（7） 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項第1号及び第7号の規定によって延滞金の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、延滞金減免申請書にその理由を証明する書類を添付して、これを区長に提出しなければならない。ただし、区長が申請を要しないと認めた場合又は当該書類の添付を省略できると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 区長は、前項の申請書が提出された<u>場合は</u>、これを審査し、<u>承認するとき</u>は、延滞金減免承認決定通知書<u>を</u>、承認しないときは延滞金減免不承認</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="152 180 745 212">当該被保険者又は連帯納付義務者に通知する。</p> <p data-bbox="174 316 421 347">第6条～第9条（略）</p>	<p data-bbox="1149 180 1921 212"><u>決定通知書</u>を当該被保険者又は連帯納付義務者に通知する。</p> <p data-bbox="1171 316 1417 347">第6条～第9条（略）</p> <p data-bbox="1205 403 1294 435"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="1160 451 1317 483"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="1126 499 1787 531"><u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1160 547 1317 579"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1126 595 2112 707"><u>2 改正後の足立区後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定は、令和8年度分以後の保険料に係る延滞金について適用し、令和7年度分以前の保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</u></p>

(目的)

第1条 この要綱は、足立区国民健康保険条例（昭和34年足立区条例第11号。以下「条例」という。）第22条に規定する延滞金（以下「延滞金」という。）の徴収等に関し、条例及び足立区国民健康保険条例施行規則（昭和40年足立区規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(延滞金に過誤納金額が生じた場合の保険料への充当)

第2条 延滞金に過誤納が生じた場合においては、未納保険料に当該過誤納金額を充当するものとする。

(保険料に過誤納金額が生じた場合の延滞金への充当)

第3条 保険料に過誤納が生じた場合においては、当該過誤納金額を未納保険料に充当してもなお残額があるときは、未納の確定延滞金額に充当するものとする。

(延滞金減免申請書の提出時期)

第4条 条例第22条の2の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金が確定した場合、その都度延滞金減免申請書を区長に対し提出するものとする。ただし、区長が一括して減免申請書を受領することが適当と認めた場合は、この限りではない。

(延滞金減免の対象外)

第5条 区長は、前条の申請書が提出されたとき又は規則第17条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当すると認めたときに既に納付された延滞金については、減免を行わないものとする。

(延滞金の消滅時効)

第6条 延滞金を徴収する権利については、未納保険料が時効となり消滅したときは、同時に消滅する。

2 保険料の徴収権の消滅時効が更新し、又は保険料が納付されたときは、当該保険料に係る延滞金の徴収権についても、その消滅時効が更新する。

付 則（令和8年2月17日 7足区国発第4446号 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年度分以後の保険料に係る延滞金について適用する。

足立区後期高齢者医療保険料に係る延滞金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区後期高齢者医療に関する条例（平成20年足立区条例第13号。以下「条例」という。）第6条に規定する延滞金（以下「延滞金」という。）の徴収等に関し、条例及び足立区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年足立区規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(延滞金に過誤納金額が生じた場合の保険料への充当)

第2条 延滞金に過誤納が生じた場合においては、未納保険料に当該過誤納金額を充当するものとする。

(保険料に過誤納金額が生じた場合の延滞金への充当)

第3条 保険料に過誤納が生じた場合においては、当該過誤納金額を未納保険料に充当してもなお残額があるときは、未納の確定延滞金額に充当するものとする。

(延滞金減免申請書の提出時期)

第4条 条例第6条の3の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金が確定した場合、その都度延滞金減免申請書を区長に対し提出するものとする。ただし、区長が一括して減免申請書を受領することが適当と認めた場合は、この限りではない。

(延滞金減免の対象外)

第5条 区長は、前条の申請書が提出されたとき又は規則第5条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当すると認めたときに既に納付された延滞金については、減免を行わないものとする。

(延滞金の消滅時効)

第6条 延滞金を徴収する権利については、未納保険料が時効となり消滅したときは、同時に消滅する。

2 保険料の徴収権の消滅時効が更新し、又は保険料が納付されたときは、当該保険料に係る延滞金の徴収権についても、その消滅時効が更新する。

付 則（令和8年2月17日 7足区高発第2440号 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年度分以後の保険料に係る延滞金について適用する。

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第66号）第231条の3第4項の規定により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の例によることとされる国民健康保険料（以下「保険料」という。）の過誤納金に係る還付加算金（以下「還付加算金」という。）の算出及び端数計算について、法第17条の4及び法第20条の4の2に規定するほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(還付加算金の計算)

第2条 過誤納金が発生し、還付又は充当をする場合には、還付加算金については、還付金発生基礎（以下「基礎金額」という。）となる賦課年度、調定年度及び過誤納金の発生日ごとに計算する。

- 2 過納金及び誤納金の両方が発生している場合には、基礎金額を区分する。
- 3 還付において一部充当がある場合は、充当する金額と支払する金額に基礎金額を区分する。
- 4 2以上の納期等の分割納付がある場合は、法第17条の4第3項に基づき還付加算金を計算する。

(還付加算金額の端数計算)

第3条 還付加算金の端数計算については、法第20条の4の2第7項により準用された同条第2項及び第5項の規定によるものとし、前条の規定についても同様とする。

(還付加算金計算の充当及び支払日)

第4条 法第17条の4第1項の地方団体の長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日とは、支払可能となった日（口座還付の場合は支出執行日）又は充当適状となった日とする。

付 則（令和8年2月17日 7足区国発第4447号 区長決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和8年度分以後の保険料に係る還付加算金について適用する。

足立区後期高齢者医療保険料還付加算金支払事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第66号）第231条の3第4項の規定により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の例によることとされる後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の過誤納金に係る還付加算金（以下「還付加算金」という。）の算出及び端数計算について、法第17条の4及び法第20条の4の2に規定するほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(還付加算金の計算)

第2条 過誤納金が発生し、還付又は充当をする場合には、還付加算金については、還付金発生基礎（以下「基礎金額」という。）となる賦課年度、調定年度及び過誤納金の発生日ごとに計算する。

- 2 過納金及び誤納金の両方が発生している場合には、基礎金額を区分する。
- 3 還付において一部充当がある場合は、充当する金額と支払する金額に基礎金額を区分する。
- 4 2以上の納期等の分割納付がある場合は、法第17条の4第3項に基づき還付加算金を計算する。

(還付加算金の端数計算)

第3条 還付加算金の端数計算については、法第20条の4の2第7項により準用された同条第2項及び第5項の規定によるものとし、前条の規定についても同様とする。

(還付加算金計算の充当及び支払日)

第4条 法第17条の4第1項の地方団体の長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日とは、支払可能となった日（口座還付の場合は支出執行日）又は充当適状となった日とする。

付 則（令和8年2月17日 7足区高発第2497号 区長決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和8年度分以後の保険料に係る還付加算金について適用する。